

令和元年第2回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和元年5月15日

閉会 令和元年5月15日

鬼北町議会

## 令和元年第2回鬼北町議会臨時会

令和元年5月15日（水曜日）

### ○議事日程

令和元年5月15日午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第5 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第6 承認第3号 町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第7 議案第31号 工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結について
- 日程第8 同意第2号 鬼北町消防委員の選任について
- 追加日程第1 議長 の 辞職許可について
- 追加日程第2 議長 の 選挙
- 追加日程第3 副議長 の 辞職許可について
- 追加日程第4 副議長 の 選挙
- 追加日程第5 議席の指定
- 日程第9 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第6 議員の派遣について

### ○本日の会議に付した事件

議事に同じ

### ○出席議員（12名）

1番	高橋聖子	2番	中山定則
3番	末廣啓	4番	山本博士
5番	赤松俊二	6番	松下純次
7番	芝照雄	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	山崎保	12番	渡邊眞次

### ○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 谷 口 浩 司 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総務財政課長 佐 竹 誠	企画振興課長 二 宮 浩
町民生活課長 古 谷 忠 志	保健介護課長 芝 達 雄
日吉支所長 那 須 周 造	環境保全課長 高 田 達 也
水道課長 上 田 司	建設課長 上 田 司
農 林 課 長 松 本 秀 治	会計管理者 清 家 健 二
教 育 長 筒 井 亀	教育課長 渡 邊 甫

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

着席ください。

○議長（程内覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和元年第2回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

日本は、平成から令和に移り、新たな時代を迎えました。令和の時代が平和で穏やかな時代になることを心から願いたいと考えております。

さて、平成の時代の地方行政を振り返ってみますと、2008年のリーマンショック以降、世界的な景気の悪化の中、日本においても地方経済の低迷や、地方財政の悪化等により平成の大合併が進められ、愛媛県においても70市町村が20市町に再編し、我が鬼北町が誕生いたしました。

健全財政の推進と同時にきめ細かな行政サービスの展開が叫ばれる中で、新町発足から10年あまりが経過いたしました。この間議員各位のご理解ご協力をいただきますとともに、町民の方々の弛まない町づくりへのご努力に心から感謝申し上げる次第でございます。

一方、日本各地における未曾有の災害の多発は、大きな驚きと同時に、防災行政の必要性を痛感した時代でありました。

令和の時代は、文化の創造という理念を掲げられておりますが、長い伝統に培われた文化とともに鬼北を愛する気持ちを基本とした町づくり活動、思い、そのものに対して文化と位置づけ、これを防災啓発を含めて、これまで以上に、安心安全な町づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時議会には承認案件3件、工事請負契約の締結及び同意案件1件を提案いたしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたしまして、令和元年第2回鬼北町議会臨時会の招集あいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長（程内覺君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、高橋聖子議員、2番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(鬼北町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(鬼北町税条例等の一部を改正する条例)の承認について専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、専決処分した鬼北町条例第5号鬼北町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町税条例等の一部について所要の改正を行ったものであります。

今回の改正につきましては、第1条から第5条までの条立てで行っており、国の法律の改正によるもので、規定の整備等多岐にわたっておりますので、主な改正点についてのみ

ご説明させていただきますので、ご了承ください。

説明は別紙の新旧対照表で行いますのでそちらをご覧ください。左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。なお、改正が4月であり、新元号を使用しておりませんので、説明についても平成のままで説明させていただきますので、ご了承ください。

まず、第1条による改正をご説明いたします。1ページをご覧ください。

第34条の7第1項及び第2項は、個人町民税の寄附金にかかる税額控除について規定したのですが、ふるさと納税に関して返礼品の金額を寄附金額の30%以下とすること、返礼品を地場産品にすることなどの基準に適合するものについて、総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とすることにしたことによる改正であります。これにより本年6月1日以降、基準に適合しない場合は、特例控除の対象外となる場合があります。

2ページをお開きください。

附則第7条3の2は個人町民税の住宅借入金等の特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の規定ですが、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた者が所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除する制度において、平成31年10月1日から平成32年12月31日までに入居し、取得費用が消費税10%の場合には、適用期間が延長されたことに伴い、平成43年度までを平成45年度までに改め、合わせて納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅ローン控除に関する事項の記載があることの要件が不要となったため、左欄の第2項を削るものです。

続いて5ページをお開きください。

附則第9条及び6ページの9条の2については、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について、ふるさと納税を行い税額控除を受けようとする場合には、寄附金を受領する自治体に申告特例通知書を申請すれば、当該自治体から寄附者の住所地の自治体へ申告特例通知書が送付され、控除が受けられること等を規定するものです。

続いて8ページをお開きください。

下段附則第10条の3に新たに加える第6項につきましては、河川法に規定する高規格堤防の整備事業に使用された土地の上に建築された家屋について、移転補償を受けて建て替えをするもので、建て替え家屋に係る固定資産税の減額を受けようとする場合の申告の方法を規定するものです。

続いて11ページをお開きください。

附則第16条については、軽自動車税の税率の特例について規定したのですが、軽自動車税のグリーン化特例について、第1条改正から第3条改正までの三段階で改正するもので、この第1条での改正では、平成31年度課税においては、平成18年3月31日までに初年度検査を受けた車両について、おおむね20%税額が上乘せされることを規定するものです。合わせて11ページから13ページの左の欄にある附則第16条第2項から第4項までの平成29年度分の減税の規定を削除するものです。

続きまして第2条による改正をご説明いたします。16ページをお開きください。

附則第36条の2につきましては、町民税の申告についての規定ですが、新たに加える同条第7項は、給与の年末調整を受けた者が確定申告書を提出する場合に、所得控除額が年末調整で適用を受けた額と移動がない時は申告書の一部の記載が省略できることを規

定したものです。

17ページの附則第36条3の2及び第36条の3の3は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について規定したのですが、それぞれ第1項第3号として単身児童扶養者に該当する場合は申告書にその旨を記載することを規定するものです。

19ページをお開きください。

新たに加える下段、附則第15条の2については、購入時に係る軽自動車税の環境性能割の非課税について規定したもので、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに購入された環境基準がある一定以上の通常税率が1%の軽自動車については非課税とすることを規定するものです。

20ページをお開きください。

附則第15条の2の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定したのですが、同条第2項から第4項では賦課徴収に関しては国土交通大臣の認定等に基づき判断すること、偽りその他不正な手段で国土交通大臣の認定を受けたことにより徴収額に不足が生じた場合の措置、その場合の加算徴収額を100分の10の割合を乗じた額とすることを新たに加えるものです。

21ページの附則第15条の6については、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定したのですが、中段の同条第3項に平成31年10月1日から平成32年9月30日までに購入された通常税率が2%の軽自動車については、税率を1%とする特例を設けるものです。同じく21ページからの附則16条については、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定したのですが、初年度検査を受けてから14年を経過した車両の重課税の規定の整備と22ページ、23ページの環境性能に応じた区分ごとに平成31年度及び平成32年度に初年度検査を受けた車両の平成32年度及び平成33年度分の軽自動車税の種別割の軽減について規定した第2項から第4項までを新たに加えるものです。それぞれの表の中段の税額が右欄の税額に減額されることとなります。

25ページをお開きください。

附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したもので、先ほど説明した環境性能割の規定と同様に賦課徴収に関する判断基準、不正により徴収額に不足が生じた場合の措置の規定を新たに加えるものです。

続きまして第3条による改正をご説明いたします。26ページをお開きください。

第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲を示したのですが、同条第1項第2号の改正により、子供の貧困に対応するため一定所得以下の単身児童扶養者を非課税対象者に加えるものです。

続いてその下の附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定ですが、同条に27ページの第5項を加えるものです。これは電気軽自動車及び、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって、常用のものが平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初年度検査が実施されたものについては、34年度分の種別割に限り、平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初年度検査が実施されたものについては、35年度分の種別割に限り、税額のおよそ75%が軽減されることを規定したものです。

続きまして第4条による改正をご説明いたします。28ページをご覧ください。

第4条による改正につきましては、平成28年の鬼北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。改正する附則第15条の6につきましては、軽自動車の環境性能割の税率の特例について規定したのですが、これにつきましては法改正に伴う規定の整備であります。

続きまして第5条による改正をご説明いたします。29ページをご覧ください。

第5条による改正につきましては、平成30年の鬼北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。改正のおもな内容は、第48条に新たに第5項を加えるものです。31ページ以降の第13項から第17項までの内容といたしましては、資本金が1億円を超える内国法人については、平成32年4月から電子申告が義務化されておりますが、当該企業が電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められる場合で、町長が認めた場合には、書面での提出を認めることとする旨の規定及びその申請方法等について規定したものです。新旧対照表での説明は以上でありまして、議案書の10ページに戻っていただきまして、附則について説明いたします。

附則第1条施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。とするものであります。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置も設けられておりますのでお目通しをお願いします。

以上で鬼北町条例第5号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（程内覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する



条例)の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、承認第2号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため緊急を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、専決処分した鬼北町条例第6号鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書15ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行ったものであります。

主な改正内容は、保険税負担に対する公平性の確保の観点から賦課限度額の引き上げ及び中低所得層の保険税負担を軽減する措置を講ずることとしたものであります。

説明は別紙新旧対照表で行いますので、そちらをご覧ください。左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる下線で示す規定に改正するものであります。

1ページをご覧ください。

1ページ第2条につきましては、課税額について規定したのですが、同条第2項の改正につきましては、基礎課税額の賦課限度額、保険税の上限額を58万円から61万円に引き上げるものです。その下の第23条については、世帯の収入による国民健康保険税の減額措置について規定したのですが、本文中の改正は、基礎課税額から規定による額を減額して得た額が58万円を超える場合には、賦課限度額を58万円としていたものを、第2条の改正に伴い、61万円に引き上げるものであります。

2ページに移りまして、同条第2項は、均等割、平等割が5割軽減される世帯に係るものでありますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、世帯の被保険者数の数に乗すべき金額を一番上の行にありますように27万5千円としていたものを、28万円に引き上げるものであります。

3ページに移りまして、第23条第3号は、均等割、平等割が2割軽減される世帯に係るものでありますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、世帯の被保険者数に乗すべき金額を50万円としていたものを、51万円に引き上げるものであります。

新旧対照表による説明は以上でありまして、議案書の15ページにお戻りください。附則第1条施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行する。附則第2条適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上で鬼北町条例第6号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内覺君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第6、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について専決処分の報告をいたします。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町介護保険条例の一部を改正するため緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、保険介護課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

○保険介護課長（芝達雄君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第7号鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書18ページをお開きください。

今回の専決処分の概要につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、緊急を要したため専決処分を行ったものであります。

改正内容としては、本年10月から予定されている消費税率引き上げに伴い、社会保障と税の一体化改革の一つとして実施され、町民税非課税世帯を対象にした介護保険料の軽減強化を図るものであります。

次に、具体的な内容についてご説明をいたしますのでお配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正は第2条第1項で規定している料率の段階9段階のうち、今回の改正対象となる第1段階から第3段階の被保険者の保険料率を改正するものであり、第2条第3項で第1段階の料率を5,700円、同条第4項で第2段階の料率を9,500円、同第5項で第3段階の料率を1,900円それぞれ減額した額を項を加えて改正するものであります。

議案の18ページに戻っていただきまして、附則施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行する。経過措置、この条例による改正後の第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。とするものであります。

以上で鬼北町条例第7号鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内覺君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、議案第31号、工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第31号、工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広

見日吉線1号箇所災害復旧工事)の締結について提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 契約の目的、平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事、2 契約の方法、一般競争入札、3 契約の金額、111,150,586円、4 契約の相手方、愛媛県松山市恵原町甲67番地1、株式会社黒石ネット、代表取締役黒石侑希であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長(佐竹誠君)

それでは、議案第31号工事請負契約平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事の締結について説明をいたします。

議案第31号工事請負費の締結についてでありますけれども、議会の議決を求めております。平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事の仮契約の締結に至るまでの経過等についてご説明をいたします。

林道広見日吉線1号箇所につきましては、平成30年7月3日から7月8日にかけて豪雨により林道法面が約70メートル上部から大きく崩落し、当該林道が利用できない状況となっております。この林道を利用しての森林作業も積極的に行われている重要路線でもあり、国の災害復旧事業により早期復旧を図るもので、工事の概要につきましては、次のとおりであります。

施工延長66メートル、崩土除去4,024立方メートル、現場吹付法砕工3,045.7メートルなど、崩落法面の保護工として現場吹付法砕工を主たる工事として復旧する計画としております。工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和2年2月28日までとし、年度内の完成を目指すものであります。

次に、仮契約の締結に至るまでの経過についてご説明をいたします。今回の工事の入札にあたりましては、鬼北町一般競争入札実施要綱に基づき、一般競争入札といたしたものであります。入札参加資格につきましては、実施要綱に基づくとともに、鬼北町競争参加資格審査会における審査を経て、町長が定めたものであります。入札参加資格要件等についてでありますけれども、建設業法第3条に基づくとび土工工事業の許可を受け、愛媛県内に本店を有し、愛媛県建設工事業請負業者選定要領に基づくとび土工工事業の格付けがA等級以上のもので、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けているものであることとなっております。

なお、今回の入札の執行にあたりましては、鬼北町低入札価格調査制度実施要綱で定める調査基準価格及び失格判断基準を設定することとしたところであります。平成31年4月1日入札公告をいたしまして、4月16日に一般競争入札を執行いたしましたところ、株式会社黒石ネットを含む3社が入札会に参加いただきました。

入札の結果、3社とも予定価格の制限の範囲内でしたけれども、1社は失格判断基準の一つに該当したため失格となり、調査基準価格以上の入札で最低の価格をもって入札した株

式会社黒石ネットを落札候補者としたところであります。

4月18日開催の鬼北町競争参加資格審査会におきましては、提出書類等の審査を行い、契約の内容に適合した工事の履行がなされると認められることから、落札者に決定し、4月18日付で同社と契約額111,150,586円で仮契約を締結したところであります。以上で工事概要及び仮契約の締結に至るまでの経過等につきまして説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦司君）

ただ今の説明の中で、入札に参加した業者は3社だということでございますが、町内業者は何社あったのか。それと、入札に対する落札率をお聞きしたいと思います。それと関連しているのでお聞きしたいと思います。先に執行された法面工事の指名競争入札で不落札があったと思いますが、その時の指名業者の業者名を教えてください。

○議長（程内覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただ今の質問に対して、総務財政課長に説明させます。

○総務財政課長（佐竹誠君）

落札率につきましては、約90%を下回っているというような状況であります。町内業者につきましては、参加がなくゼロということでございます。以上です。

不落については確認をさせていただきたいと思っております。

○10番（松浦司君）

休憩はいりませんが、質問の方法を変えたいと思っております。今回の一般競争入札の落札予定者と前回の指名競争入札で不落になった入札の指名業者の中にその業者がいるか、いないかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

お答えいたします。その業者はいます。

○10番（松浦司君）

不落札で入札を辞退した業者と今回の一般競争入札の落札予定者が同業者ということで認識してよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

そのとおりでございます。

○10番（松浦司君）

議長。

○議長（程内覺君）

松浦議員、次の質問で4回目になりますが、議長が特別に許可したいと思います。質問をどうぞ。

○10番（松浦司君）

それでは、今回の落札予定業者と辞退をした同じ法面工事だと思いましたが、辞退した業者を今回の落札予定者と決めた理由をお聞かせ願いたいと思います。入札参加の資格審査会で保留にして検討されていると思いますが、同じ法面工事で辞退をした業者を今回は採用するに至った経緯を教えてくださいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上健司君）

ただ今の松浦議員のご質問にお答えいたしますけれども、辞退があったというのは事実でございますけれども、辞退の事由というか理由というかそれについてはそれぞれ業者の事情があって辞退をされたと受け取っております。そういったことで、その辞退があったということで今回の落札とは無関係であるという判断で落札者として決定したということであります。以上です。

○議長（程内覺君）

松浦議員、了解ですか。

○10番（松浦司君）

はい。

○議長（程内覺君）

ほか質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、工事請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、同意第2号、鬼北町消防委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、高橋聖子議員、末廣啓議員、松下純次議員の退場を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、同意第2号、鬼北町消防委員の選任について提案理由の説明をいたします。

消防委員会委員につきましては、鬼北町消防委員会条例第4条の規定に定めるところにより、消防関係者から3人、町議会議員から3人、学識経験者から3人の計9人を選任することになっております。このうち町議会議員の中から選任する委員につきましては、同条例第5条の規定により、議会の議決を要するものであります。

今回選任いたします消防委員は、住所鬼北町大字川上2022番地1、高橋聖子、昭和35年6月26日生まれ。

鬼北町大字清水416番地3、末廣啓、昭和31年7月11日生まれ。

鬼北町大字近永770番地、松下純次、昭和26年1月9日生まれ。

以上の3人であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長（程内覺君）

お諮りします。

本件については、質疑討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内覺君）

異議なしと認めます。

したがって、質疑討論を省略することに決定しました。

末廣啓議員、松下純次議員の入場を許可します。

これから、同意第2号、鬼北町消防委員の選任についてを採決します。

高橋聖子議員に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内覺君）

起立全員です。

したがって、高橋聖子議員に同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、末廣啓議員の退場を求めます。

高橋聖子議員の入場を許可します。

末廣啓議員に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内覺君）

起立全員です。

したがって、末廣啓議員に同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、松下純次議員の退場を求めます。

末廣啓議員の入場を許可します。

松下純次議員に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内覺君）

起立全員です。

したがって、松下純次議員に同意することに決定しました。

松下純次議員の入場を許可します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時51分  
再開 午前10時00分

○副議長（芝照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、副議長が議長の職務を行います。

ただ今、議長程内覺議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芝照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、程内覺議員の退場を求めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（谷口浩司君）

令和元年5月15日、鬼北町議会副議長、芝照雄様。鬼北町議会議長、程内覺。辞職願。この度一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（芝照雄君）

議長が辞職しようとするときは、鬼北町議会会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないで許否を決定することになっています。

お諮りします。

程内覺議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芝照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、程内覺議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

程内覺議員の除斥を解きます。

ここで、程内覺議員から挨拶を受けます。

○12番（程内覺君）

失礼をいたします。

鬼北町議会議長を退任するにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

光陰矢の如しといった言葉もありますが、本当にあつという間の2年間でございました。在任中におきましては、鬼北町議会議員、また、行政関係者、町民の皆様には公私に



わたりましてご厚情ご支援をいただきましたこと衷心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。また、この期間中には、思ってもみませんでした巡りあわせによりまして、愛媛県町村議会議長会の会長ほか多くの要職に就くことができましたが、議会事務局はじめ関係各位の皆さんのご指導のもと、任務を何とか果たすことができました。これもひとえに皆様のおかげと感謝を申し上げ、ただ今は安堵しているところでございます。これによりまして多くの友人や知人ができまして、私にとっては大きな財産となりました。本当に皆様方に感謝する次第でございます。

終わりになりますが、鬼北町議会の益々の発展と鬼北町の町づくりの思いの発展、また、皆様のご健勝とご多幸、ご活躍をご祈念を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりありがとうございました。

○副議長（芝照雄君）

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芝照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名です。

次に立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1番議員から順番に投票願います。

（高橋聖子議員から程内覺議員まで順次投票）

○副議長（芝照雄君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員の開票の立会いをお願いします。

(開票作業)

○副議長（芝照雄君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、渡邊眞次議員11票、芝照雄議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、渡邊眞次議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今、議員に当選されました渡邊眞次議員が議場におられますので、本席から、鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで、新議長のご挨拶を受けます。

○議長（渡邊眞次君）

ただ今の議長への選任ありがとうございました。

議長になりました限りは、先人の志を受け継ぎ、全身全霊で努力してまいりたいと思います。町民の思いに寄り添い、期待に応えられるよう頑張ってまいります。そのためには皆様のご協力が欠かせません。どうぞ2年間よろしく願いいたします。

○副議長（芝照雄君）

これで、副議長の職務が終わりましたので、議長と交代します。

ご協力誠にありがとうございました。

渡邊議長、議長席へお着きください。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長芝照雄議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、芝照雄議員の退場を求めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（谷口浩司君）

令和元年5月15日、鬼北町議会議長、渡邊眞次様。鬼北町議会副議長、芝照雄。辞職願。この度一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

副議長が辞職しようとするときは、鬼北町議会会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないで許否を決定することになっています。

お諮りします。

芝照雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、芝照雄議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

芝照雄議員の除斥を解きます。

ここで、芝照雄議員から挨拶を受けます。

○7番（芝照雄君）

失礼します。

私2年間、前程内議長のもと副議長として務めさせていただきましたが、何分分ならず副議長になりまして、職務を遂行できたかどうか今反省をしているところであります。今後は一議員として皆様と一緒に町民のために議会活動をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

誠にありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、末廣啓（たかし）議員、4番、山本博士議員を指名します。

投票用紙を配ります。

名前の訂正をします。立会人3番、末廣啓（あきら）議員をお願いします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1番議員から順番に投票願います。

（高橋聖子議員から程内覺まで順次投票）

○議長（渡邊眞次君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員開票の立会いをお願いします。

（開票作業）

○議長（渡邊眞次君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、福原良夫議員12票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、福原良夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今、副議長に当選されました福原良夫議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで、新副議長のご挨拶を受けます。

○副議長（福原良夫君）

失礼いたします。

今回、副議長を務めることになりました福原でございます。微力ではありますが、町政進展のため全力を尽くす所存でございますので、皆様方のご協力をなお一層お願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席の指定を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議席の指定を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議席の指定を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議席の指定を行うことに決定しました。

追加日程第5、議席の指定を行います。

議席は、鬼北町議会会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

1番を高橋聖子議員とし、12番を議長とします。以下読み上げて指定します。

1番、高橋聖子議員、2番、中山定則議員、3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員、5番、赤松俊二議員、6番、松下純次議員、7番、芝照雄議員、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、11番、山崎保議員、12番、渡邊眞次です。

以上のとおり指定します。

なお、議席の移動は後刻、休憩中に行うことにします。

日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

議員の皆さんにお知らせします。

休憩中、協議がありますので議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、5番、赤松俊二議員、6番、松下純次議員、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、11番、山崎保議員、12番、渡邊眞次議員。

厚生文教常任委員会委員に、1番、高橋聖子議員、2番、中山定則議員、3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員、7番、芝照雄議員、10番、松浦司議員。

以上のとおりです。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は議長指名のとおり決定しました。

常任委員会の正副委員長を選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において互選することとなっておりますので、これから各常任委員会を開き、互選してください。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告します。

総務産業建設常任委員会委員長に赤松俊二議員、同副委員長に福原良夫議員。

厚生文教常任委員会委員長に末廣啓議員、同副委員長に高橋聖子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

互選されました各正副委員長は、演壇へ整列願います。

ここで、正副委員長を代表して、赤松俊二総務産業建設常任委員会委員長から就任の挨拶を受けます。

○5番(赤松俊二君)

失礼します。それでは、代表いたしまして就任の挨拶を述べさせていただきます。

この度、総務産業建設常任委員長に選任されました赤松俊二でございます。各正副委員長微力ではございますが、円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、議員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(渡邊眞次君)

日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

議会運営委員に、3番、末廣啓議員、5番、赤松俊二議員、7番、芝照雄議員、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、11番、山崎保議員。

以上のとおりです。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は議長指名のとおり決定しました。

議会運営委員会の正副委員長の選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、これから委員会を開き互選してください。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告します。

議会運営委員会委員長に芝照雄議員、同副委員長に程内覺議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

互選されました正副委員長は、演壇へ整列願います。

ここで、芝照雄議会運営委員長から就任の挨拶を受けます。

○7番(芝照雄君)

失礼します。今ほど議会運営委員の委員長の任命を受けました芝照雄です。

前議長の程内議員が言われました議会改革を皆さんとともに進めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(渡邊眞次君)

日程第11、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

宇和島地区広域事務組合議会の議員に渡邊眞次議員、福原良夫議員、赤松俊二議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長において指名しました渡邊眞次議員、福原良夫議員、赤松俊二議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました渡邊眞次議員、福原良夫議員、赤松俊二議員が当選されました。

ただ今、宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました渡邊眞次議員、福原良夫議員、赤松俊二議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された議員は演壇へ整列願います。

ここで、赤松俊二議員から就任の挨拶を受けます。

5番(赤松俊二君)

失礼します。代表いたしまして挨拶を述べさせていただきます。

鬼北町議会を代表いたしまして、地域発展のため精一杯頑張りたいと思いをします。どうかよろしくお願いいたします。



○議長（渡邊眞次君）

お諮りします。

議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてを追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣について、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次にお諮りします。

ただ今可決されました議員派遣の内容について、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和元年第2回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました専決処分3件、議案1件、同意案件1件につきましては、原案のとおり議決いただき誠にありがとうございました。

さて、本日は議会人事がございました。選任されましたそれぞれの議員各位には、各分野においてご協力をよろしくお願いいたします。

前議長程内氏、前副議長芝氏におかれましては、2年間大変ご苦勞様でございました。私自身就任早々の町政運営に対しまして、着実な議会運営、人生経験豊富なアドバイス、7月豪雨災害時の早急な対応策へのご理解、ご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さらに、程内氏におかれましては、愛媛県町村議会議長会長、四国町村議会会長職を兼任され、本当にご多忙であったことと存じます。お疲れ様でございました。お二人には今

後とも町政発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

新しくお務めいただく渡邊議長、福原副議長におかれましては、令和の新しい時代の鬼北町がより良き方向に向かいますようご指導いただき、鬼北町の議会運営にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、すでに新年度もひと月あまりが経過し、平成の年が幕を閉じ、新たな令和元年の年を迎えております。私といたしましても、より一層新たな思いを胸に抱き、町政の発展に邁進いたしたいと考えているところであります。議員各位におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。令和元年第2回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

閉会 午前11時26分

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会前議長                      程内  覚

鬼北町議会議長                        渡邊  眞次

鬼北町議会議員    (1番)    高橋  聖子

鬼北町議会議員    (2番)    中山  定則